

小樽市体育施設広告物取扱要綱

平成17年3月28日制定

平成17年5月31日改正

(趣旨)

第1条 この要綱は、小樽市教育委員会（以下「委員会」という。）が管理する体育施設に設置する広告物の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(設置の要件)

第2条 設置できる広告物は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 市の公共性、中立性及びその真意を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律122号）第2条の適用を受ける業種であるもの。ただし、委員会が認めるものは、この限りでない。
- (3) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条の適用を受ける業種であるもの。ただし、委員会が認めるものは、この限りでない。
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (6) 施設の塗装を伴うもの（野球場を除く）
- (7) 広告物の表面に著しい凹凸があるもの
- (8) 発光、蛍光、反射効果を有する材料を使用しているもの
- (9) 広告物に著しい厚みがあるもの
- (10) 落下等により市民及び職員に危険を及ぼす資材などを使用しているもの
- (11) 前各号に掲げるもののほか、設置することが適当でないと委員会が認めるもの

(設置の条件)

第3条 広告物の設置を許可された者（以下「使用者」という。）は、広告物設置使用料を、市長の指定する期日までに、一括納付するものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 広告物の設置期間は、1か月単位、最大1年間とする。ただし、設置期間終了後、使用者が希望する場合には、更に1年間更新することができる。

3 広告物の設置位置は、委員会が指定する位置とする。

(設置の申込み)

第4条 広告物の設置の申込みは、教育財産である体育施設については、小樽市教育財産の目的外使用許可に関する規則（平成6年教委規則第11号）に定める小樽市教育財産目的外使用許可申請書（様式第1号）に、それ以外の体育施設については、小樽市公有財産規則（昭和39年規則第30号）に定める行政財産使用許可申請書（様式第5号）に設置しようとする広告物の原稿、図面などを添えて行うものとする。

(設置の許可)

第5条 委員会は、広告物の設置の申込みを受けたときは、速やかに内容の審査を行い、設置を許可することが適当と認めるときは、教育財産である体育施設については、小樽市教育財産目的外使用許可書（様式第2号）を、それ以外の体育施設については、行政財産使用許可書（様式第6号）を申込者に交付するものとする。

(使用者の責任等)

第6条 広告物の内容に関する責任は、使用者が負うものとする。

2 使用者は、広告物の使用許可期間終了後速やかに体育施設の原状回復を行わなければならない。

3 広告物の作成経費、体育施設への取付・撤去経費及び維持管理費用は、使用者の負担とする。

4 使用者は、設置された広告物が不適切な管理により委員会及び第三者へ損害が及ぶことがないように努めなければならない。

5 体育施設へ設置された広告物が破損等した場合において、その修復に係る経費は、委員会の責めによる場合を除き、使用者の負担とする。

(設置の取消し)

第7条 委員会は、体育施設の運営上支障があるとき及び広告物設置使用料を納付しなかったときは、広告物の設置を取り消すことができる。

(広告物設置使用料の還付)

第8条 委員会は、広告物の設置を許可した後に、使用者の責めによらない理由により、広告物を設置できないときは、広告物設置使用料の全部又は一部を還付するものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。